

ブリッジ企画

職場での人権侵害と 格闘する弁護士

2022年10月5日(水)

13:15-14:45

場所

1号館3階136教室

講師

富田真平 (2013年大阪市立大学法学部卒業、大阪弁護士会)

渡邊賢 (本学法学研究科教授)

コメンテーター

塩見卓也 (本学法科大学院特任教授、京都弁護士会)

弁護士の様々な役割の一つに、職場で人権を侵害されている労働者を守ることがあります。弁護士として重要な役割であり使命ですが、簡単な仕事ではありません。今回の企画で講師に迎える富田真平弁護士は、職場での人権を守るために活躍しています。富田弁護士には、労働者が会社によるヘイトスピーチを受けて人格権を侵害された事案を素材に、弁護士が労働者の権利や利益を救済するため実際にどのように格闘をしているのか、そこにどのようなやりがいを見いだしているのかについてお話いただきながら、法と弁護士の役割を考えます。

同時に、ヘイトスピーチの規制や人格権の侵害といった問題を手がかりに、職場で人権を侵害されているとは理論的にどういうことなのか、といったことについても、大阪公立大ロースクールで憲法に関する講義を担当している渡邊賢教授とともに考えてみましょう。

法律実務家をめざしている法科大学院生はもちろん、

法律実務家をめざす学部生や

労働問題に関心をもつ学部生も、ふるってご参加ください！！

事前申し込み不要。当日は直接会場におこしください。

ブリッジ企画とは

法科大学院では、法律を体系的に理解し、それを現実に起きる紛争に応用する能力の修得が求められます。本学においても、この目的に沿ったカリキュラムが組まれています。現実の紛争は多様であり、理論と実務との間で互いに検討すべき課題が多くあります。この理論と実務との架け橋をはかる企画がブリッジ企画です。

講師・コメンテーター紹介

富田真平 (とみた・しんぺい)

2014年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻中退。2015年弁護士登録。現在はきづがわ共同法律事務所勤務。担当した事件として、ヘイトハラスメント訴訟のほか、生活保護基準引き下げ違憲訴訟、B型肝炎訴訟などがある。日本労働弁護団、民主法律協会、非正規労働者の権利実現全国会議などに所属。

塩見卓也 (しおみ・たくや)

2005年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻中退。2006年弁護士登録。現在は市民共同法律事務所勤務。担当した事件として、京都市内の古利で調理人として勤務していた労働者が過労によりうつ病となったことにつき残業代や損害賠償などの支払いを認めさせた事例(京都地判平成28・4・15労働判例1143号52頁(控訴審で和解))などがある。著書に『労働者派遣と法』(日本評論社)(分担執筆)などが、また研究業績として「裁量労働制の提案はなぜ失敗したのか」(法学セミナー762号、2018年)などがある。日本労働法学会、民主主義科学者協会法律部会などに所属。

渡邊賢 (わたなべ・まさる)

1987年3月北海道大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学。北海道大学法学部助手、北海道教育大学岩見沢校助手・講師・助教授、帝塚山大学法政策学部教授を経て2006年4月より現職。著書に『公務員労働基本権の再構築』(北大出版会)、『行政法』(放送大学教育振興会)等がある。日本労働法学会、民主主義科学者協会法律部会、日本公法学会に所属。

主催：大阪公立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

後援：大阪公立大学法学会